

農地法第3条許可申請書の様式変更について

令和5年9月5日付けにおいて、農地法施行規則が改正され施行になりました。改正内容としては、農地法第3条の許可申請書に譲受人の国籍を記載することになりました。

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。

法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。